

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年7月29日(火) 午前 9:30 ~

事案担当課 : 津久井経済課 (電話 042-780-1405)

件名	青野原道志川の家の廃止について		新規	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 充実
総合計画の位置付け <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名			
	施策名			
条例等制定・改廃 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	相模原市立青野原道志川の家条例	情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
提 案 理 由	<p>(背景及び必要性等)</p> <p>当該施設は県立青年の家として設計されていることから、一般宿泊利用者のニーズに対応できておらず、エレベーター等のバリアフリー設備も無く、さらに老朽化も著しいため、近年、利用者数が著しく減少している状況にある。</p> <p>また、天井仕上材にアスベストが含まれていることが判明し、除去工事の必要性もあることから、宿泊施設としては廃止し、地域の活性化をはかる適切な活用を検討したい。</p>			
概 要	<p>1 青野原道志川の家の廃止について</p> <p>2 廃止後の建物、土地等の取扱いについて</p>			
事案の 具体的 内容	<p>1 青野原道志川の家の廃止について</p> <p>以下の事由により、宿泊施設としては廃止とする。</p> <p>(廃止の背景及び事由)</p> <p>(1) 設備等の老朽化に伴い、宿泊施設として今後も維持するには、多大な経費投入が必要となること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立青年の家として設計されているため、宿泊室ごとの個別性の確保や共用スペースでの寛ぎなどを求める現在の一般宿泊利用者のニーズに対応できていない。 昭和30年代の設計であるため、公共宿泊施設として必要なエレベーター、みんなのトイレ等の設備がなく、バリアフリー対策も施されていない。 照明、空調等の設備が老朽化により支障をきたしており、改修が急務となっている。 平成19年度アスベスト使用実態調査の結果、天井仕上材にアスベストが含有していることが判明した。室内環境空気中調査の結果、空気中の浮遊は認められなかったが、市アスベスト対策方針により除去工事が必要となる。 <p>(2) 宿泊者数が著しく減少していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間宿泊者数が最高2,516人から、783人にまで減少している(69%減)。 <p>一般宿泊利用者のニーズに対応した施設として存続させるためには、多大な費用投入が必要となることから、費用対効果を考慮し、宿泊施設としては廃止とする。</p>			
	<p>2 廃止後の建物、土地等の取扱い</p> <p>地域活性化の拠点として活用し、普通財産として貸し付けることとする。なお、具体的な活用方針は、地元意見等を聴きながら平成20年度末までに決定することとする。</p> <p>参考〔活用例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティー交流拠点 ・ 地域イベント会場 ・ 地域産業振興拠点 			

事業スケジュール	<p>平成20年9月 宿泊施設の設置条例廃止議案 平成21年3月末 宿泊施設の廃止、活用方針の決定 平成21年度 地元の一部暫定利用開始 平成22年度 一部改修工事（アスベスト除去含む）</p>						
経費・事業対象その他	<table border="0"> <tr> <td>更地にする場合</td> <td>施設撤去工事 52,000千円</td> </tr> <tr> <td>施設として充実させる場合</td> <td>大規模改修工事 300,342千円 (大規模改修、アスベスト除去、EV設置、電気設備工事、機械設備工事等)</td> </tr> <tr> <td>③宿泊施設以外に活用する場合</td> <td>設備等改修工事 99,759千円 (アスベスト除去、電気設備工事、機械設備工事等)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[※アスベスト除去工事 22,409千円]</p>	更地にする場合	施設撤去工事 52,000千円	施設として充実させる場合	大規模改修工事 300,342千円 (大規模改修、アスベスト除去、EV設置、電気設備工事、機械設備工事等)	③宿泊施設以外に活用する場合	設備等改修工事 99,759千円 (アスベスト除去、電気設備工事、機械設備工事等)
更地にする場合	施設撤去工事 52,000千円						
施設として充実させる場合	大規模改修工事 300,342千円 (大規模改修、アスベスト除去、EV設置、電気設備工事、機械設備工事等)						
③宿泊施設以外に活用する場合	設備等改修工事 99,759千円 (アスベスト除去、電気設備工事、機械設備工事等)						
事業実施にあたっての課題	<p>○新相模原観光振興計画について 道志川エリアの短期的展開として、「青野原道志川の家のあるあり方の検討」が挙げられている。 宿泊施設としては、同じ道志川エリアの緑の休暇村センターに機能集約し、利便性の向上をはかり、廃止後の施設については、地域活性化のために活用する。</p> <p>県土地売買契約条件について 当該土地について、平成22年3月まで青少年の健全育成施設敷地とする契約になっており、変更にあたっては県の承認が必要となる。 県と調整を行う。</p>						
検討経過	<p>平成20年1月、7月 青野原地域振興協議会役員と協議 平成20年7月11日 主管会議 平成20年7月17日 経営調整会議</p>						
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>[■経営調整会議 主管会議での主な意見]</p> <p>公の施設の廃止であるが、市民意見の聴取等はどのように行っているのか。 地元地域振興協議会役員とは協議を行っており、協議会には役員を通じて情報提供をしている。宿泊施設として廃止することについては理解が得られており、廃止後については地域活性化につながる施設にしてもらいたいとの意向であった。</p> <p>当該施設については、6か月前から予約が可能となっていることから、今年度末に廃止するのであれば、9月議会に廃止条例を提案するべきである。</p> <p>今後の施設活用については、「津久井町地域のまちづくり提言書」（H20.5 津久井町地域協議会）等の提言内容に配慮するべきである。</p> <p>今後の施設の有効活用などについては、地元とよく調整するべきである。</p> <table border="0"> <tr> <td>[■経営調整会議の結果]</td> <td rowspan="2">原案を経営会議に付議する。</td> </tr> <tr> <td>[主管会議の結果]</td> </tr> </table>	[■経営調整会議の結果]	原案を経営会議に付議する。	[主管会議の結果]			
[■経営調整会議の結果]	原案を経営会議に付議する。						
[主管会議の結果]							

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 □局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年7月29日(火) 午前~~・午後~~ 9:30 ~ :

事案担当課 : 文化財保護課(内線:5222)

件名	(仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理運営体制等について		新規	□拡充 □充実
総合計画の位置付け 有 □無	政策名	郷土意識づくりの推進		
	施策名	文化財の保存と活用		
条例等制定・改廃 有 □無	条例名等	(仮称)相模原市立史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館条例	情報システム関連 □有 □無	
提 案 由	(仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館について、平成20年度に整備を完了し、平成21年度から供用開始とするため、この学習館の設置条例の制定に向けて、管理運営体制等、必要な事項について提案するもの。			
概 要	(1) 施設の概要について (2) 管理運営について (3) 事業、職員体制等について			
事 案 の 具 体 的 内 容	施設の概要について			
	(1) 所在地	相模原市田名塩田3丁目23番11号		
	(2) 建物の構造	鉄骨造平屋建		
	(3) 延床面積	621.61㎡		
	(4) 主な施設	展示室、実習・講習室、準備室、事務室 他		
	(5) その他	駐車場を併設(23台分=普通車の場合)		
	管理運営について			
	1 設置の趣旨及び名称			
	(1) 趣旨	史跡田名向原遺跡に親しみ、体験学習等を通して旧石器時代における歴史や文化財を学び、理解を深める場を市民に提供することにより、郷土意識の醸成を図り、もって市民文化の向上に寄与することを目的とする。		
	(2) 施設の名称	「相模原市立史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館」とする。 なお、略称を「田名向原遺跡学習館」とする。		
2 休館日				
(1)	12月29日から翌年の1月3日まで			
(2)	その他 教育委員会が必要と認めるときは開館日を休館日とし、休館日を開館日とすることができるものとする。			
3 開館時間				
・	4月~10月 午前9時~午後6時			
・	11月~3月 午前9時~午後5時			
・	教育委員会が必要と認めるときは、開館時間の変更ができるものとする。			
4 観覧料等				
	「展示室」の観覧料及び「実習・講習室」の使用料は、無料とする。			
5 実習・講習室の利用				
	「実習・講習室」は、事業に支障のない範囲で、広く一般の利用ができるものとする。 なお、「実習・講習室」の利用については、事前の承認を受ける。 また、利用に関しては、利用の制限、承認の取消、権利譲渡の禁止、特別な設備の使用承認等について定める。			

6 実習・講習室の利用承認、取消、変更の手続き

「実習・講習室」の利用承認申請は、利用日の属する月の2月前の月の初日から利用日の3日前までに行うことができるよう施行規則で定める。

また、公用又は公共のための利用については、期間外においても利用承認申請ができるように定める。

7 入館の制限等

学習館の管理上適当でないと認められる者に対する入館の制限、販売行為等の禁止について定めるとともに、施設の原状回復や、損害の賠償をさせることができるものとする。

事業、職員体制等について

1 学習館で行う主な事業

(1) 主催事業

- ア 講演会(年3回程度)・連続講座(年2回程度)の実施
- イ 体験教室(年6回程度)の実施
- ウ 情報発信事業・(仮称)田名向原遺跡まつり(年1回)の実施
- エ ボランティアガイドの育成と研修
- オ 広報啓発活動の実施

(2) 学校等団体の公用利用時の学習支援

- ア 社会科授業・総合学習の時間等に伴う支援
- イ 公民館等で実施する文化財めぐり等の支援

(3) 地域(市民)団体の自主的事業の支援

- ア 文化財に親しむ活動を実施する場合の支援
- イ 地域・ボランティア・学校等による多様な史跡活用事業の支援
- ウ 「田名向原遺跡ボランティアガイド」の支援

(4) 地域とのパートナーシップによる管理事業

- ア 地域の協力による除草・清掃活動

2 職員体制

職員体制については、次のとおりとする。

(1) 非常勤特別職及び非常勤一般職を配置する。

(2) 非常勤特別職は、ローテーションによる勤務とし、原則として、1日2名を配置する。

(3) 非常勤特別職は考古学や歴史学に関して専門的な知識を有する者とし、公募により選考する。 また、職名は、「田名向原遺跡学習指導員」とする。

(4) 非常勤特別職の勤務条件等

- ア 委嘱人数：3名
- イ 勤務日数：週5日(土・日・祝日の勤務あり)
- ウ 勤務時間：7時間/1日
- エ 報酬：月額 205,400円
*年間見込額は、9,000,000円(社会保険料、旅費費用弁償等を含)

オ 非常勤特別職の主な業務内容

- ・主催事業の企画・運営
- ・来館者、公園の見学者への説明
- ・団体利用者等への学習指導
- ・地域と連携した情報発信事業の開催
- ・ボランティアの指導・育成・活用
- ・小学校・公民館等へのPR活動やホームページの開設・管理
- ・施設の日常管理等

(5) 文化財保護課及び博物館との連携

施設の管理運営については文化財保護課が主管課となるほか、博物館との連携を図りながら運営する。

(6) その他

- ・非常勤特別職は、施設の開館準備のため、平成21年2月から委嘱する。

事業スケジュール	<p>平成19年度 施設建設工事</p> <p>平成20年度 展示設備工事</p> <p>平成20年 7月 経営調整会議 及び 経営会議</p> <p>8月 教育委員会定例会</p> <p>平成20年 9月 条例案の上程</p> <p>10月 「市立史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館条例施行規則」 制定 「市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則」の改正 「市教育委員会事務局の組織等に関する規則」の改正</p> <p>11月 非常勤特別職任用事務</p> <p>平成21年1月～3月 開館準備</p> <p>4月 供用開始</p>
対象その他	<p>・ 学習館管理運営費(人件費・維持管理費・事業費)・・・ 17,972千円</p> <p>・ 公園(野外展示施設)維持管理費・・・・・・・・・・・・ 1,940千円</p> <p>・ 開館初年度経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000千円</p>
たつての課題	事業実施にあ
検討経過	<p>平成15年 2月17日 政策会議 管理運営方針(公園の名称・管理方法等)の決定</p> <p>平成18年11月20日 政策会議 整備計画及びガイダンス施設の概要</p> <p>平成20年度主要事業計画「局選択事業」事業実施にあたっては、管理・運営体制について庁議に諮る。</p> <p>平成19年10月24日 主管会議 (仮称)史跡田名向原遺跡ガイダンス施設の管理運営について</p> <p>平成20年 5月29日 主管会議 (仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理運営等について</p> <p>6月19日 教育行政調整会議 (仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理運営等について</p> <p>7月10日 経営調整会議 (仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理運営体制等について</p> <p>7月17日 経営調整会議 (仮称)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理運営体制等について</p>
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔 経営調整会議 主管会議での主な意見 〕</p> <p>7月10日 経営調整会議での主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習・講習室について、広く一般の利用ができるようにする必要があるのではないか。 ・ 実習・講習室の使用料を徴収するようにできないか。 <p>以上の件について再検討し、再度 経営調整会議に付議すること。</p> <p>○7月17日 経営調整会議での主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業のほか、小中学校の利用を促すために教育委員会内で調整をしているのか。 今後、教育委員会内で調整を行い、多くの学校の利用につなげていきたい。 ・ リピーターを増やす工夫をすること。 ⇒自主事業に力を入れるとともに、PRを積極的に行う。 ・ 実習・講習室の利用方法などを取り決め、適切な運営をすること。 規則・要綱等で整理をしていく。
[経営調整会議の結果] [主管会議の結果]	原案を経営会議に付議